

建設コンサルタント業務委託契約等についての注意事項

1 建設コンサルタント業務委託契約書

- ①落札日から起算して **5 営業日以内**に契約締結すること。（**契約日は落札日から起算して 5 営業日目**とすること。履行期間は、契約日の翌日からとすること。）
- ②契約書は、約款を含めて袋綴じとし 2 部作成し、うち 1 部に収入印紙を貼付すること。
- ③業務名・履行期間等については、**指名通知書等に記載されているもの**と同様に記載すること。（業務番号については、（概要書に記載されている場合がある）については、契約書上は使用していないので記載しないこと。）
- ④業務委託料は、落札（決定）価格に消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

【 契約約款の改正について 】

令和 3 年 4 月 1 日に遅延利息は **2. 5 %**に改正されているので注意すること。
また、合わせて条項の追加及び関係条項の修正をしているので注意すること。

- ※ 改正後の契約書及び約款は、小美玉市のウェブサイトよりダウンロードできますので、契約の際は必ず最新の様式を使用して契約書を作成して下さい。
- ※ 改正前の約款を使用する場合は、条項の追加訂正または、作成し直しが必要となります。

2 その他

- ① 「管理技術者及び照査技術者等選（改）任通知書」は、2 部作成し、**契約締結後 7 日以内**に総務課契約係及び担当課にそれぞれ提出すること。
- ② 「業務工程表」・「業務の一部委任者・下請負人通知書」・「業務完了通知書」・「請求書」は、主管課に提出すること。
- ③建設コンサルタント業務委託**変更**契約書については、契約約款の添付の必要はない。
- ④変更契約を締結した場合は、変更工程表を 2 部作成し総務課契約検査係及び主管課にそれぞれ提出すること。
- ⑤業務委託料 5 百万円以上の場合、前払金を 30%以内で請求することができる。（前払金額は契約前に担当課に確認すること。）

令和 6 年 8 月 1 日から電子保証も可とします。認証キー（PDF 形式）を担当課にメールで送信すること。